

あすの福井県を創る運動

功労者知事表彰、優良実践者会長表彰受賞

(一社) あすの福井県を創る協会では、豊かなふるさとづくり運動の推進に継続して貢献し、その功績が著しい個人および団体に対して表彰を行っています。

6月29日(金)に福井県生活学習館(ユアアイ・ふくい)で行われた総会の席上で、功労者知事表彰および優良実践者会長表彰が行われました。あわら市から表彰されたのは、次の皆さんです。(敬称略)



問合せ 文化学習課 ☎73-8041

手話を始めてみませんか？

- ▼坂井市開催**

聴覚障害者の社会参加や自立の促進に必要なコミュニケーション支援を担う「手話奉仕員」を養成するための講座を開催します。

対象 手話の学習未経験者

費用 テキスト代 3240円

定員 各開催地20人程度

*申込者多数の場合、各市在住、在勤者優先

とき 9月5日～2月20日の毎週水曜日(全21回)

*10月3日、10月10日、11月21日、1月2日は休講

19時～21時

申し込み 坂井市東十郷コミュニティセンター

ところ 坂井市東十郷コミュニティセンター

申込み [期限] 8月24日(金)

所定の用紙(坂井市ホームページ)からダウンロード可能に必要事項を記入の上、提出してください。

坂井市 社会福祉課 ☎50-3041

FAX 68-0324
- ▼あわら市開催**

とき 10月31日～3月13日の毎週水曜日(全21回)

*年末年始除く

9時30分～11時30分

中央公民館 第2会議室

申し込み [期限] 10月19日(金)

福祉課 ☎73-8020

不妊検査・一般不妊治療費を助成します

- 対象** 次の要件の全てに該当する人
 - ・検査開始時に法律上の婚姻3年以内の夫婦
 - ・検査開始時の妻の年齢が40歳未満
 - ・夫婦両方の検査開始が平成30年1月1日以降で、夫婦のいずれか早い方の検査開始日から3カ月以内に、もう一方が検査を開始していること
- 助成額** 夫婦が受けた不妊検査、一般不妊治療に要した費用のうち、自己負担額の2分の1(上限5万円)
- (ただし、平成30年4月1日以降で、検査開始日から2年以内にかかった医療費)
- *夫婦1組につき1回のみ
- 申請時期** 次のいずれかに該当した日から3カ月以内
- ・不妊検査または一般不妊治療にかかる夫婦の自己負担額が10万円を超えたとき
- 必要書類** 申請書、医療機関が作成する証明書、戸籍抄本(原本)、夫婦の住民票(原本、発行後3カ月以内)、マイナンバー記載のないもの、領収書の写し、債権債務者申請書、振込先口座の通帳の写し(口座名義人、口座番号が記載されているページ)
- *申請様式は、県のホームページからダウンロードしてください。
- 申請先** 郵送で申請してください。

T910-8580

福井県子ども家庭課

あて(住所記載不要)

☎20-0341

悩みごと総合相談会

とき 9月1日(土) 13時～16時

ところ 福井県坂井健康福祉センター

内容 精神科医師、弁護士、臨床心理士、社会保険労務士(産業カウンセラー)、女性相談員による個別相談

*予約制

申込み 電話でお申し込みください。

坂井健康福祉センター

福祉健康増進課 ☎73-0609

ご存じですか？ 障害者(児)に対する各種手当

- ▼特別障害者手当**

20歳以上で、身体または精神に著しく重度の障害(身体障害者手帳1,2級程度の障害の重複または同等の疾病・精神障害)があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の重度障害者に支給します。

*病院などに継続して3カ月を超えて入院した場合は、支給資格がなくなります。

手当月額 2万6940円
- ▼特別児童扶養手当**

身体または精神に中等度以上の障害(身体障害者手帳1～3級および4級の一部または療育手帳AもしくはBの一部)のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。

*児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。

手当月額 (障害児1人当たり)

 - ・1級障害児 5万1700円
 - ・2級障害児 3万4430円
- ▼障害児福祉手当**

20歳未満で、身体または精神に重度の障害(身体障害者手帳1,2級および療育手帳A1程度)があるため、日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障害児に支給します。

*児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。

手当月額 1万4650円
- ▼重症心身障害児(者)福祉手当**

身体障害者手帳1,2級または療育手帳AもしくはBの一部の人で、公的年金や特別障害者手当などを支給できない人に支給します。

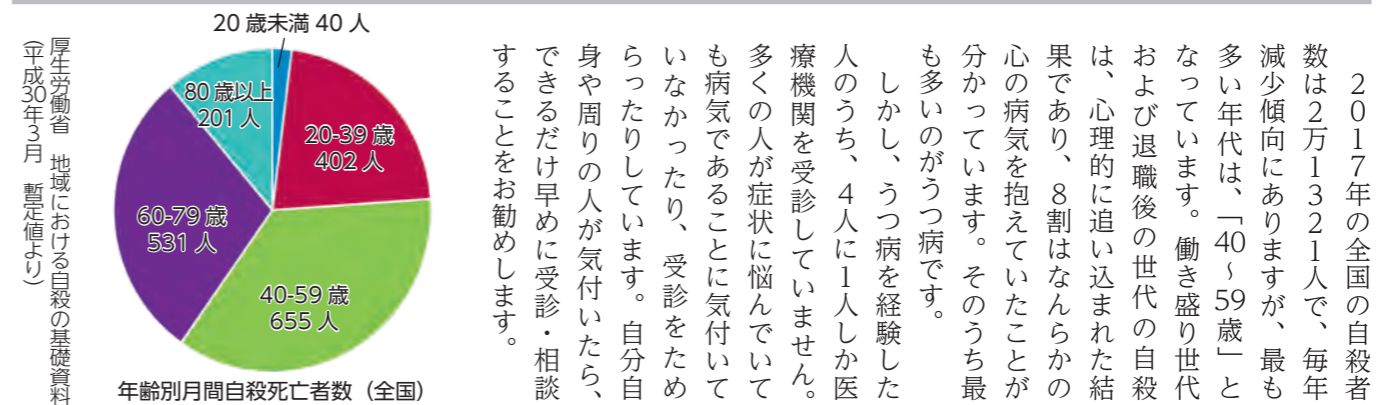
手当月額 3000円
- ▼所得現況届の提出について**

既に手当を受給している人は、毎年所得状況届の提出が必要となります。手当により、提出期間が決まっているので、忘れずに提出してください。

問合せ 福祉課 ☎73-8020



9月10日～16日は自殺予防週間 -気づいて、心のSOS-



- ▼周りの人が気付けるサイン**
 - 身体面の変化(眠れない、頭がすっきりしない、疲れやすい、胃腸の調子が悪い)
 - 言動の変化(口数の減少、イライラしている、付き合いが悪くなった、気弱な言動が目立つ)
 - 仕事面の変化(仕事に身が入らない、作業のスピードが落ちた、ミスが増えた)
 - 生活面の変化(自分の健康を顧みない、大量の飲酒)
- ▼専門の無料相談窓口**
 - **ホッとサポート福井電話相談**

とき 月～金曜日 9時～17時

問合せ ☎26-4400
 - **坂井健康福祉センター**

定例精神保健相談会

専門医による相談(予約制)

とき 毎月第1・3木曜日 14時30分～16時30分

問合せ ☎73-0609
 - **あわら市こころの相談会**

臨床心理士による相談(予約制)

とき 9月10日、11月5日、1月28日 *全て月曜日 9時～12時

保健センター

健康長寿課 ☎73-8023

